

下記のとおり条件付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年10月15日

五所川原市長 佐々木 孝昌

記

1 競争入札に付する業務

- | | | |
|-----|-----------------|-------------------------|
| (1) | 業 務 番 号 | 補業第3号 |
| (2) | 業 務 名 | 五所川原市内水ハザードマップ印刷業務 |
| (3) | 仕 様 | 仕様書のとおり |
| (4) | 履 行 期 間 | 契約締結日から令和8年3月25日 |
| (5) | 納 入 場 所 | 五所川原市役所（下水道課） |
| (6) | 納 入 要 件 | 納入に係る運搬費用は受注者が負担するものとする |
| (7) | 最 低 制 限 価 格 | 設定しない |
| (8) | 発 注 担 当 課 | 上下水道部 下水道課 |
| (9) | 入 札 書 の 提 出 方 法 | 入札書は、入札執行日に持参すること。 |

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たし、あらかじめ市長の審査を受け入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 五所川原市契約事務規則（平成17年規則第53号。以下「契約事務規則」という。）第2条に規定する一般競争入札に参加させない者でないこと。
- (3) 五所川原市から指名停止の措置を受けた場合、その期間が本公告の日から開札の日までにならないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (5) 入札執行日時点において、令和7年度五所川原市物品等競争入札参加資格者名簿において、印刷業の登録がされており、本店を五所川原市内に有していること。

3 入札参加申込方法等

- (1) 申込期間
公告の日から令和7年10月27日（月）までとする。※郵送の場合は必着
- (2) 提出先
〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1 五所川原市上下水道部下水道課
- (3) 提出書類
条件付き一般競争入札参加資格審査申請書
※申請書類は、市のホームページから様式（縦覧資料）をダウンロードして作成すること。

(4) 審査結果等

ア 入札参加資格の審査結果については、申請者に対して令和7年10月27日（月）以降に通知する。

イ 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由に異議があるときは異議を申し立てることができる。

(5) その他

ア 申請は、上下水道部下水道課へ持参又は郵送により提出すること。

イ 書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

ウ 提出された書類の差換え及び訂正は認められない。また、提出された書類の内容を聴取し別途関係書類の提出を求めることがある。

エ 入札参加資格を有すると認められた者が、開札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。この場合、該当する者にその旨を通知する。

① 入札参加資格の要件を欠いたとき。

② 提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

③ 入札に参加させることが、著しく不適当と認められるとき。

4 設計図書等（設計書、契約書案等）

(1) 縦覧期間 公告の日から令和7年10月27日（月）まで

(2) 縦覧方法 五所川原市ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.goshogawara.lg.jp/jouhou/nyusatsu/koukoku.html>

(3) 設計図書等への質問回答

ア 質問は参加資格を有すると認められた者からのみ受付する。

イ 質問がある場合は、質問回答書に質問を記載し、あらかじめ発注担当課に電話連絡のうえ、令和7年10月22日（水）までにFAX又はメールにより提出すること。

FAX：0173-35-9911

メール：gesuidou@city.goshogawara.lg.jp

ウ 質問者に対しては、速やかに回答する。

5 入札の辞退

(1) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を辞退する場合は、開札前日までに入札辞退届を提出すること。

(2) 入札辞退届は市のホームページから様式をダウンロードして作成し、提出すること。

6 入札方法等

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 入札書は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。

(3) 入札書は、入札開札日に持参すること。

(4) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを

問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 契約事務規則第5条に規定する入札者心得書を遵守すること。
- (6) 入札執行回数は2回とし、入札参加者が1者のみの場合であっても入札を行う。
- (7) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは直ちに、再度の入札をすることができる。
- (8) 本入札については最低制限価格を設けない。

7 開札方法等

令和7年11月4日（火）11時00分から五所川原市字布屋町41番地1 五所川原市役所
2階会議室2Aで行う。

8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 本入札について、入札1回につき2以上の入札をした者の入札
- (3) 公平な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたとみられる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) 入札者心得書及び本公告に示した条件等入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決定する。
- (3) 落札者が決定した場合には、入札執行者が開札場所にてその旨を宣言する。

10 契約の締結

- (1) 落札者は、速やかに発注担当課に赴き契約締結の手続きをとること。
- (2) 落札者は、契約締結に際し、契約金額の10分の1以上の契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保の提供をしなければならない。ただし、落札者が五所川原市契約事務規則第33条第5項に示す契約保証金免除申請書により申請を行い、契約保証金の免除が認められた場合は納付を免除する。
- (3) 契約は、落札者が決定した日から7日以内に締結しなければならない。ただし、落札者から書面による契約締結延期の申出があり、市長がそれを承認したときはこの限りでない。
- (4) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しない場合には、指名停止の措置をとることがある。
- (5) 契約締結前に、落札者が市の指名停止措置を受けた場合若しくは指名停止措置要件に該当する事実があったと認められる場合又は本公告の要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

11 その他

本公告に関する問合せは、下水道課まで電話により行うこと。

電話番号：0173-35-2111（内線2752） FAX0173-35-9911